

公益財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会の役員等の報酬等に関する規程

沿革 平成24年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会（以下「共済会」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定め、もって、共済会の妥当性と透明性を確保することを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 共済会の役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用の弁償)

第4条 共済会の役員及び評議員が職務のため旅行した場合は、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する額は、公益財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会役職員旅費規程に規定する額を支給する。

(公表)

第5条 共済会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、同条第2項の規定により公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。